

議案第 6 号

平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度木古内町高齢者介護サービス事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 入所定員(短期及び介護予防短期含む)88人 1日平均 83人 延べ 30,295人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 特別養護老人ホーム事業収益	477,225 千円
第1項 事業収益	412,687 千円
第2項 事業外収益	18,011 千円
第3項 特別利益	46,527 千円
第2款 通所リハビリテーション事業収益	88,614 千円
第1項 事業収益	87,582 千円
第2項 事業外収益	1,032 千円

支 出	
第1款 特別養護老人ホーム事業費用	500,673 千円
第1項 事業費用	489,927 千円
第2項 事業外費用	10,546 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	100 千円
第2款 通所リハビリテーション事業費用	76,333 千円
第1項 事業費用	76,333 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額として不足する額32,558千円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

支 出	
第1款 資本的支出	32,558 千円
第1項 建設改良費	1,815 千円
第2項 企業債償還金	30,743 千円

(特例的収入及び支出)

第4条 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属するの2 債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ32,707千円及び12,000千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 給与費 388,349千円
- (2) 交際費 80千円

平成30年 3月 6日 提出

北海道上磯郡木古内町長 大 森 伊佐緒

平成30年度 木古内町高齢者介護サービス事業会計予算実施計画
収益的収入及び支出

(収入)

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 特別養護老人 ホーム事業収益	1. 事業収益		477,225	
		1. 施設介護料収益	412,687	
		2. 居宅介護料収益	331,243	
		3. 利用者等利用料収益	20,058	
		4. その他事業収益	60,978	
		2. 事業外収益	18,011	
		1. 受取利息配当金	408	
		2. 他会計負担金	18,011	
		3. 長期前受金戻入	20	
		4. その他事業外収益	3,337	
		3. 特別利益	46,527	
1. 長期前受金戻入益	46,527			
2. 通所リハビリ テーション事業収益	1. 事業収益		88,614	
		1. 居宅介護料収益	87,582	
		2. 利用者等利用料収益	83,490	
		2. 事業外収益	4,092	
		1. その他事業外収益	1,032	
収入合計			565,839	

(支出)

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 特別養護老人 ホーム事業費用	1. 事業費用		500,673	
		1. 給与費	489,927	
		2. 材料費	317,112	
		3. 経費	11,213	
		4. 委託費	52,818	
		5. 研修費	50,157	
		6. 減価償却費	1,557	
		2. 事業外費用	57,070	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	10,546	
		3. 特別損失	100	
		1. 過年度損益修正損	100	
		4. 予備費	100	
		1. 予備費	100	
2. 通所リハビリ テーション事業収益	1. 事業費用		76,333	
		1. 給与費	76,333	
		2. 材料費	71,237	
		3. 委託費	734	
支出合計			577,006	

資本的収入及び支出

(支出)

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的支出			32,558	
	1. 建設改良費		1,815	
		1. 有形固定資産購入費	1,815	
	2. 企業債償還金		30,743	
1. 企業債償還金		30,743		
支 出 合 計			32,558	